

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5366325号
(P5366325)

(45) 発行日 平成25年12月11日(2013.12.11)

(24) 登録日 平成25年9月20日(2013.9.20)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 5/52 (2006.01)

B 6 5 D 5/52

H

B65D 5/10 (2006.01)

B 6 5 D 5/10

G

B65D 5/66 (2006.01)

B 6 5 D 5/66

3 O 1 G

請求項の数 2 (全 13 頁)

(21) 出願番号

特願2010-105516 (P2010-105516)

(22) 出願日

平成22年4月30日 (2010.4.30)

(65) 公開番号

特開2011-230837 (P2011-230837A)

(43) 公開日

平成23年11月17日 (2011.11.17)

審査請求日

平成24年11月26日 (2012.11.26)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 506100990

日本トーカンパッケージ株式会社

東京都品川区東五反田2丁目18番1号

(74) 代理人 100065260

弁理士 谷山 守

(72) 発明者 今井 恵一

東京都千代田区内幸町1丁目3番1号

日本トーカンパッケ

ージ株式会社内

審査官 中田 善邦

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 包装用箱

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

箱体の周部を構成する正面と背面と左右の側面と、開閉可能な天面と、閉塞可能な底面とを有する包装用箱において、

箱体の正面の上方に折曲線を介して延長された上蓋片と該上蓋片に折曲線を介して延長された上蓋差込片とを有し、箱体の開放された天面に上蓋差込片を差し込むことによって該天面を上蓋片で開閉可能とする一方、

箱体の背面の上方に切離しを可能とする切離折曲線を介して延長された上蓋フラップと該上蓋フラップに折曲線を介して延長された差込係止片とを有し、この差込係止片と上蓋フラップとの境界をなす折曲線の両端には互いに内側傾斜方向へ切り込まれた切込溝が形成されると共に、各切込溝の上部に差込係止片の両端を突出してなる爪部が形成され、

箱体の正面の上縁における中央部には差込係止片を差し込み可能にした案内スリットが切開されると共に、該案内スリットの両端には下方へ拡開された拡開傾斜部が形成される一方、箱体の背面の上部には切離折曲線の略中央に所定幅で連設されてなる押込片が切離し可能に設けられてなり、

箱体の天面を封緘した上蓋片の上方に上蓋フラップを被せるようにして差込係止片を案内スリットに差し込んだとき、該差込係止片の両端の爪部が案内スリットの各拡開傾斜部の上部に形成された夫々の係止突起に係止されることによって上蓋フラップを閉止するよう

にし、

上蓋フラップの面内に折曲線を有して折り畳み可能に形成された吊下片の先端が押込片と

の境界をなす切離折曲線に一致すると共に、吊下片の内部に吊下孔が形成されていることを特徴とする包装用箱。

【請求項 2】

箱体の天面を上蓋片で閉塞すると共に該上蓋片の上方を上蓋フラップで閉塞した状態で、押込片が上蓋差込片に接着されていることを特徴とする請求項1記載の包装用箱。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、箱体に収容した物品の改竄を防止すると共に、容易に再封緘することができる包装用箱に関する。

10

【背景技術】

【0002】

従来から、物品を包装用箱に収納して店頭に陳列する際、又は商品の流通過程において、包装用箱に収容した物品の改竄を防止したり、包装用箱の開封を防止するために、蓋部と箱本体との間にシールを貼り付けることが行われている。しかしながら、このようなシールの貼り付け作業には手間がかかるため、箱体に収容物品の改竄等を防止し得る構造を具備するようにした包装用箱が開発されている。

【0003】

その例として、特許文献1を参照する。この文献に記載されている「再封鎖不能なカートン」の構造は、上方の蓋部先端に設けられた差し込み片の左右にフックが形成され、カートン本体の正面側壁の上部にスリットが設けられているものである。このスリットは、主スリットと補助スリットを有し、さらに補助スリットにつながる複数の弱め線が設けられている。このような構造においては、差し込み片をスリットに挿入すると、差し込み片の左右のフックが係止され、差し込み片を抜き出すには弱め線を破断しなければ抜き出すことができない構成とされている。

20

【0004】

しかしながら、上記の特許文献1の構造は、主スリット、補助スリット、複数の弱め線等を有するため、構造が複雑であるほか、弱め線が容易に破断する。このため、物品を改竄する意図のない客が商品に触れているときであっても、不意に弱め線を破断して、箱体が損傷するという不都合が生じるおそれがある。

30

【0005】

また、特許文献2には、箱体の上蓋フラップに係合体が設けられ、この係合体に形成された穴をフックに挿入することによって、箱体を吊り下げる構造が記載されている。ところで、この上蓋フラップの係合体を立ち上げると、この係合体は背板の面の延長上に突出した状態となるため、係合体をフックに吊下げた場合のように、係合体を引張る力が作用したときでも、上蓋フラップを開くような力が働くことがない。

【0006】

ところが、後述するように、本発明の上蓋フラップに設けられる吊下片は、上蓋フラップから立ち上げたとき、上蓋フラップの略中央から立ち上がった状態となるため、箱体の内部に重い物品を収容した際、自重によって、上蓋フラップが開く方向に作用する。このため、本発明の包装用箱は、後述するように、上蓋フラップを開かせる動作を止める機能が必要となるが、引用文献2は、上蓋フラップの係合体が上記のように構成されているため、そのような機能は設けられていない。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】実用新案登録第3142471号公報

【特許文献2】特開2006-160334号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

50

【0008】

本発明は、上記の事情に鑑みてなされたものであり、フックに吊下げても開封することができなく陳列可能であり、陳列しているときは開封を困難とすることによって内容物の改竄を防止し、さらには開封後には容易に再封緘することができるようした包装用箱を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0009】**

上記の課題を解決するために、本発明における請求項1の包装用箱は、箱体の周部を構成する正面と背面と左右の側面と、開閉可能な天面と、閉塞可能な底面とを有する包装用箱において、箱体の正面の上方に折曲線を介して延長された上蓋片と該上蓋片に折曲線を介して延長された上蓋差込片とを有し、箱体の開放された天面に上蓋差込片を差し込むことによって該天面を上蓋片で開閉可能とする一方、箱体の背面の上方に切離しを可能とする切離折曲線を介して延長された上蓋フラップと該上蓋フラップに折曲線を介して延長された差込係止片とを有し、この差込係止片と上蓋フラップとの境界をなす折曲線の両端には互いに内側方向へ切り込まれた切込溝が形成されると共に、各切込溝の上部に差込係止片の両端を突出してなる爪部が形成され、箱体の正面の上縁における中央部には差込係止片を差し込み可能にした案内スリットが切開されると共に、該案内スリットの両端には下方へ拡開された拡開傾斜部が形成される一方、箱体の背面の上部には切離折曲線の略中央に所定幅で連設されてなる押込片が切離し可能に設けられてなり、箱体の天面を封緘した上蓋片の上方に上蓋フラップを被せるようにして差込係止片を案内スリットに差し込んだとき、該差込係止片の両端の爪部が案内スリットの各拡開傾斜部の上部に形成された夫々の係止突起に係止されることによって上蓋フラップを閉止するようにし、上蓋フラップの面内に折曲線を有して折り畳み可能に形成された吊下片の先端が押込片との境界をなす切離折曲線に一致すると共に、吊下片の内部に吊下孔が形成されていることを特徴とする。

10

20

【0011】

さらに、本発明における請求項2の包装用箱は、請求項1において、箱体の天面を上蓋片で閉塞すると共に該上蓋片の上方を上蓋フラップで閉塞した状態で、押込片が上蓋差込片に接着されていることを特徴とする。

【発明の効果】**【0012】**

30

本発明の包装用箱において、箱体の正面の上方に折曲線を介して延長された上蓋片と該上蓋片に折曲線を介して延長された上蓋差込片とを有し、箱体の開放された天面に上蓋差込片を差し込むことによって該天面を上蓋片で開閉自在とすることにより、再封緘が可能とされている。

【0013】

また、箱体の天面を封緘した上蓋片の上方に上蓋フラップを被せるようにして差込係止片を案内スリットに差し込んだとき、該差込係止片の両端の爪部が案内スリットの各拡開傾斜部の上部に形成された夫々の係止突起に係止されることによって、上蓋フラップを閉止した状態にすることができる。

【0014】

40

また、上蓋フラップの面内に折り畳み可能に形成された吊下片を設けることにより、該吊下片に形成された吊下孔を商店等に設けられた陳列台等のフックに挿通して、該フックに吊下げた状態で陳列をすることが可能となる。さらに、吊下片を上蓋フラップに折り畳んだ状態にしたときは、外箱等に省スペースで収納することが可能となる。また、包装用箱を陳列台等に載置するときは、吊下片を折り畳んだ状態で陳列することも可能である。

【0015】

また、上記の構成において、差込係止片の各爪部を夫々の係止突起に係止することにより、吊下片の吊下孔をフックに吊下げた際に、箱体に収容した内容物の重量が箱体に作用しても、上蓋フラップが箱体の自重で開くのを防止し、吊下片がフックに吊下げられた状態を綺麗に維持することが可能となる。

50

【0016】

さらに、本発明による包装用箱において、箱体を組み立てた後に、押込片を押し込むことによって、その押圧力で押込片の周囲の切離線が切断される。そして、押込片をさらに押し上げることにより、上蓋フラップと背面とを繋いでいる切離折曲線が切断され、上蓋フラップが背面から離脱し、この上蓋フラップと上蓋片とが共に持ち上げられることによって、箱体の天面を開放状態とすることができる。

【0017】

さらに、上記のように背面から離脱された上蓋フラップの爪部を係止突起の係止状態から解除すると、上蓋フラップが自由になって案内スリットから取り出すことが可能となる。このようにして上蓋フラップを取り出すと、箱体の天面は上蓋片のみで閉塞された状態となる。この箱体の天面を閉塞している上蓋片は、上記のようにその先端に折曲線を介して上蓋差込片を有し、箱体の天面を開閉することが可能とされ、これによって再封緘が可能となる。

10

【0018】

さらに、本発明において、案内係止片の内側に設けられた差込係止片の上部を指で押圧することによって、上蓋フラップを無理に開けようすると、差込係止片の両端の爪部が各係止突起の上部に引っ掛かるため、差込係止片を外方へ離脱することが不可能となる。また、この差込係止片を無理に押圧して取り出そうとすると、両側の係止突起の上方が破断するため、上蓋片に亀裂が生じ、無理に上蓋フラップを開けようとしたことが露呈され、悪意の客に対して改竄防止の機能を奏すことが可能となる。

20

【0019】

また、本発明において、背面の押込片を上蓋差込片に接着した状態にすると、押込片を指先等で押込むことによって、該押込片が切離線で切離された後、この押込片が上蓋片の差込片に一体的に付着された状態で開封される。従って、押込片が単独で切り離され、箱体から離れてゴミとなるようなことがなく、衛生管理上においても有益となる。

【図面の簡単な説明】**【0020】**

【図1】本発明の包装用箱に係る箱体の展開図である。

【図2】本発明の包装用箱に係る箱体の底面図である。

【図3】本発明の包装用箱に係る箱体の組立て斜視図であり、(a)は天面を開放した状態、(b)は箱体の天面を上蓋片で閉塞した状態、(c)は箱体の天面を閉塞した上蓋片のさらに上方に上蓋フラップを被せた状態、(d)は上蓋フラップの吊下片を立ち上げてフックを吊下孔に挿通した状態を示す。

30

【図4】本発明の包装用箱に係る箱体の組立て後の斜視図であり、(a)は押込片を指で押し込んでいる状態、(b)は押込片を押し込むことによって該押込片を背面から切離し、上蓋フラップと上蓋片と共に持ち上げて箱体の天面を開放状態にしている状態、(c)は上蓋フラップを案内係止片から取り外している状態、(d)は上蓋片で箱体の天面を閉塞した状態を示す。

【図5】本発明の改竄防止機能を説明するための斜視図であり、(a)は案内係止片の内側の差込係止片を指で押圧することによって、上蓋フラップを無理に開けようとしている状態、(b)は上蓋フラップを無理に開けることによって係止突起の上方が破断した状態を示す。

40

【発明を実施するための形態】**【0021】**

以下、本発明の実施例について図面を参照しながら説明する。

【実施例1】**【0022】**

本実施例の包装用箱は、図1の展開形状に示すように、箱体1の周部を構成する正面2と背面3と右側面4と左側面5と、開閉可能な天面6と、閉塞可能な底面7とを有する。このような構成において、本実施例では、正面2の側部に糊代側片8が形成され、この糊

50

代側片 8 を含む各面は夫々の境界に折曲線 9、9...を形成してあり、各折曲線 9、9...で折り曲げると共に、糊代側片 8 を左側面 5 に接着することにより、図 3 (a) に示すように、横断面矩形の箱体 1 が形成される。

【 0 0 2 3 】

また、箱体 1 の底面 7 の構造としては、図 1 の展開形状に示すように、正面 2 と背面 3 の夫々の下方に折曲線 11、11...を介して左右同形状の底蓋形成片 12a、12b が形成されている。各底蓋形成片 12a、12b には、図 2 に示すように箱体 1 の底面 7 の対角線を半分ごとに仕切る半対角線 13a、13b が設けられ、夫々の半対角線 13a、13b が設けられていない側は、箱体 1 の底面 7 の略中心をなす位置に角部 14a、14b を形成すると共に外方へ延長してなる延長部 15a、15b が形成されている。

10

【 0 0 2 4 】

また、両方の底蓋形成片 12a、12b は、夫々の半対角線 13a、13b の略中央と夫々の折曲線 11、11 の端部とを結ぶ線を折曲可能線 16a、16b として形成し、この折曲可能線 16a、16b から外方に形成された部位は側部を少し切除して糊代底片 17a、17b としている。

【 0 0 2 5 】

さらに、図 1 に示すように、箱体 1 の右側面 4 と左側面 5 の夫々の下方には折曲線 11、11 を介して底蓋側片 18a、18b が形成されている。

【 0 0 2 6 】

上記の構成により、図 2 に示すように、箱体 1 の底面 7 は、箱体 1 の右側面 4 側と左側面 5 側の夫々の底蓋側片 18a、18b と、箱体 1 の正面 2 側と背面 3 側の夫々の底蓋形成片 12a、12b とを、各折曲線 11、11...で底面 7 の内側へ折り曲げると共に、夫々の角部 14a、14b 同士を接合した状態で各延長部 15a、15b を対接する半対角線 13a、13b の下方側へ敷いた状態にする。また、各糊代底片を対接する底蓋側片 18a、18b に糊剤等で接着すると、図 2 に示す底面 7 の構成となり、図 3 (a) に示すように箱体 1 の周部を矩形の形状にした箱形状とすることができる。

20

【 0 0 2 7 】

このような箱体 1 の底面 7 の構造によれば、夫々の角部 14a、14b が離間する方向へ箱体 1 を潰すと、夫々の折曲可能線 16a、16b で折曲されると共に、各底蓋形成片 12a、12b と各底蓋側片 18a、18b とが内側へ折り込まれて、箱体 1 を平状に潰した状態にことができる。このように、箱体 1 を潰した状態にすると、箱体 1 の収納、保管及び運搬を省スペースで行うことが可能となる。また、上記のように潰した箱体 1 の底面 7 を矩形に展開すると、夫々の角部 14a、14b 同士が当接した時点で、底面 7 を矩形の状態に保つことができる。

30

【 0 0 2 8 】

次いで、本実施例の箱体 1 の天面 6 側の構成について述べる。図 1 に示すように、箱体 1 の正面 2 の上方に折曲線 19 を介して延長された矩形の上蓋片 20 と該上蓋片 20 に折曲線 22 を介して延長された上蓋差込片 21 とが形成されている。なお、上蓋差込片 21 の両端部は差込み作業を行い易くするため、湾曲形状 21a、21b に形成されている。また、箱体 1 の右側面 4 と左側面 5 の夫々の上方には、折曲線 19、19 を介して上蓋側片 23a、23b が折曲げ自在に形成されている。

40

【 0 0 2 9 】

このような構成において、図 3 (a)、(b) に示すように、上蓋片 20 と上蓋差込片 21 とを夫々の折曲線 19、19 で折り曲げて、上蓋差込片 21 を箱体 1 の開放された天面 6 内に差し込むことによって、箱体 1 の天面 6 を上蓋片 20 で封緘することができる。また、この上蓋片 20 と上蓋差込片 21 とは、箱体 1 の天面 6 から引き出すことによって、箱体 1 の天面 6 を開放するというように、箱体 1 の内部の物品を取り出したり、収容したりする際に、天面 6 の開閉を繰り返して行うことができる再封緘可能な構成とされている。

【 0 0 3 0 】

50

一方、図1において、箱体1の背面3の上方に、ミシン目等の形成によって切離しを可能にされた切離折曲線24を介して上方へ延長された上蓋フラップ25と該上蓋フラップ25に折曲線26を介して延長された差込係止片27とが設けられている。この差込係止片27には上蓋フラップ25との境界をなす折曲線26の両端に互いに内側傾斜方向へ切り込まれた切込溝35a、35bが形成されると共に、各切込溝35a、35bの上部に差込係止片27の両端を突出してなる爪部27a、27bが形成されている。

【0031】

また、箱体1の正面2の上縁における中央部には差込係止片27を略同幅で差し込み可能にした案内スリット28が切開されると共に、該案内スリット28の両端には下方へ傾斜状に拡開され、各端部が湾曲形成された拡開傾斜部29a、29bが形成されている。

10

【0032】

また、箱体1の背面3の上部には切離折曲線24の略中央に所定幅で連設されてなる押込片30がミシン目等による切離線31によって切離し可能に設けられている。

【0033】

上記の構成により、図3(b)、(c)に示すように、箱体1の天面6を封緘した上蓋片20の上方に上蓋フラップ25を被せるようにして差込係止片27を案内スリット28に差し込んだとき、該差込係止片27の両端の爪部27a、27bが案内スリット28の各拡開傾斜部29a、29bの上部に形成された夫々の係止突起30a、30bに係止される。これによって上蓋フラップ25を閉止した状態にすることができる。

20

【0034】

本発明は、上記の構成において、図1に示すように、上蓋フラップ25の面内に折曲線32を有して折り畳み可能に形成された吊下片33の先端が押込片30との境界をなす切離折曲線24に一致すると共に、吊下片33の内部に吊下孔34が形成されている構成とすることも可能である。このような構成により、図3(d)に示すように、吊下片33の吊下孔34に商店等に設けられた陳列台等のフックFに挿通して、該フックFに吊下げた状態で陳列をすることが可能となる。

【0035】

また、上記の構成において、上蓋フラップ25に吊下片33が折り畳み可能に設けられた場合、図3(c)に示すように、吊下片33を上蓋フラップ25に折り畳んだ状態にしたとき、不図示の外箱等に省スペースで収納することが可能となる。また、陳列台等に載置するときは、吊下片33を折り畳んだ状態で陳列することも可能である。

30

【0036】

また、差込係止片27の各爪部27a、27bが夫々の係止突起30a、30bに係止されるという機能は、箱体1内に収容した物品を不正に取り替える等の改竄を防止する機能となるほか、上蓋フラップ25の開封防止機能をも兼ねる。

【0037】

即ち、吊下片33の吊下孔34をフックFに吊下げた際、箱体1に収容した内容物の重量が箱体1に作用しても、上蓋フラップ25が箱体1の自重で開くのを防止し、吊下片33がフックFに吊下げられた状態を維持することが可能となる。

【0038】

40

さらに、本実施例の包装用箱に係る箱体1の使用形態について説明する。図4(a)は箱体1の押込片30を指で押し込んでいる状態を示すものである。このように押込片30を押し込むことによって、その押圧力で押込片30の周囲の切離線31が切断される。また、図4(b)に示すように、押込片30が背面3から切離された状態でさらに押し上げると、上蓋フラップ25と背面3とを繋いでいる切離折曲線24が切断されることによって、上蓋フラップ25が背面3から離脱する。次いで、この上蓋フラップ25と上蓋片20とが共に持ち上げられることによって、箱体1の天面6が開放状態となる。

【0039】

さらに、図4(c)は上蓋フラップ25を案内係止片29から取り外している状態を示すものである。上記のように背面3から離脱された上蓋フラップ25の爪部27a、27b

50

bを係止突起30a、30bの係止状態から解除すると、上蓋フラップ25が自由になって案内スリット28から取り出すことが可能となる。このようにして上蓋フラップ25を取り出すと、図4(d)に示すように、箱体1の天面6は上蓋片20のみで閉塞された状態となる。この箱体1の天面6を閉塞している上蓋片20は、上記のようにその先端に折曲線22を介して上蓋差込片21を有し、箱体1の天面6を開閉することが可能であり、これによって再封緘が可能とされている。

【0040】

次に、本実施例の箱体1に収容した物品の改竊防止機能について図5を参照しながら説明する。図5(a)は案内係止片29の内側に設けられた差込係止片27の上部を指で押圧することによって、上蓋フラップ25を無理に開けようとしている状態を示す。この際、案内係止片29を下方へ折曲げることによって差込係止片27をより大きく露呈した後、この差込係止片27を押圧することによって、上蓋フラップ25を無理に開けようとすると、差込係止片27の両端の爪部27a、27bが各係止突起30a、30bの上部に引っ掛かるため、差込係止片27を外方へ離脱することが不可能となる。また、この差込係止片27を無理に押圧して取り出そうとすると、両側の係止突起30a、30bの上方が破断するため、上蓋片20に亀裂が生じ、無理に上蓋フラップ25を開けようとしたことが露呈される。

10

【実施例2】

【0041】

本発明においては、図3(b)に示すように、箱体1の天面6に上蓋片20の上蓋差込片21を差し込んで閉塞した際、図4(a)、(b)に示すように、背面3の押込片30を上蓋差込片21の上面に接着剤等の貼り付けた後に、上蓋片20の上方を上蓋フラップ25で閉塞した構成とすることも可能である。

20

【0042】

上記のように、背面3の押込片30を上蓋差込片21の上面に接着した構成により、図4(b)に示すように、押込片30を指先等で押込むことによって、該押込片30が切離線31で切離された際、押込片30が上蓋片20の差込片に一体的に付着された状態で開封される。従って、押込片30が単独で切り離され、箱体1から離れてゴミとなるようなことがなく、衛生管理上においても有益となる。

【産業上の利用可能性】

30

【0043】

本発明のフィルム包装装置は、フックに吊下げても開封することができなく陳列可能であり、陳列しているときは開封を困難とすることによって内容物の改竊を防止し、さらに開封後は容易に再封緘することができるようとした包装用箱として利用可能である。

【符号の説明】

【0044】

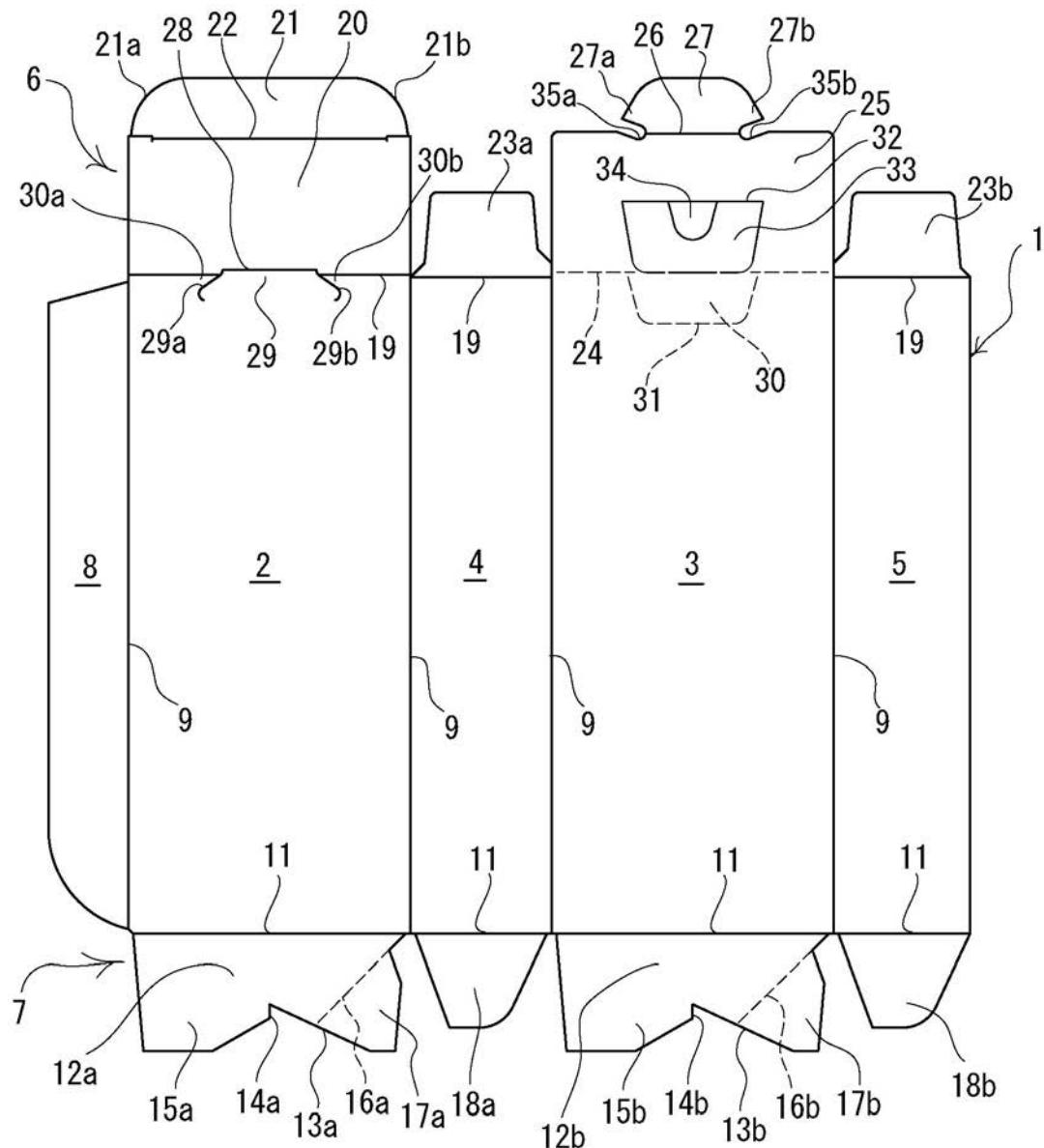
- 1 箱体
- 2 正面
- 3 背面
- 4 右側面
- 5 左側面
- 6 天面
- 7 底面
- 8 糊代側片
- 9 折曲線
- 11 折曲線
- 12a、12b 底蓋形成片
- 13a、13b 半対角線
- 14a、14b 角部
- 15a、15b 延長部

40

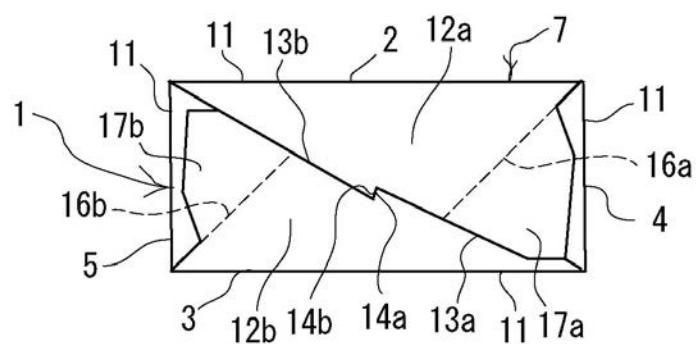
50

- 1 6 a、1 6 b 折曲可能線
1 7 a、1 7 b 糊代底片
1 8 a、1 8 b 底蓋側片
1 9 折曲線
2 0 上蓋片
2 1 上蓋差込片
2 1 a、2 1 b 湾曲形状
2 2 折曲線
2 3 a、2 3 b 上蓋側片
2 4 切離折曲線 10
2 5 上蓋フラップ
2 6 折曲線
2 7 差込係止片
2 7 a、2 7 b 爪部
2 8 案内スリット
2 9 案内係止片
2 9 a、2 9 b 拡開傾斜部
3 0 押込片
3 0 a、3 0 b 係止突起
3 1 切離線 20
3 2 折曲線
3 3 吊下片
3 4 吊下孔
3 5 a、3 5 b 切込溝
F フック

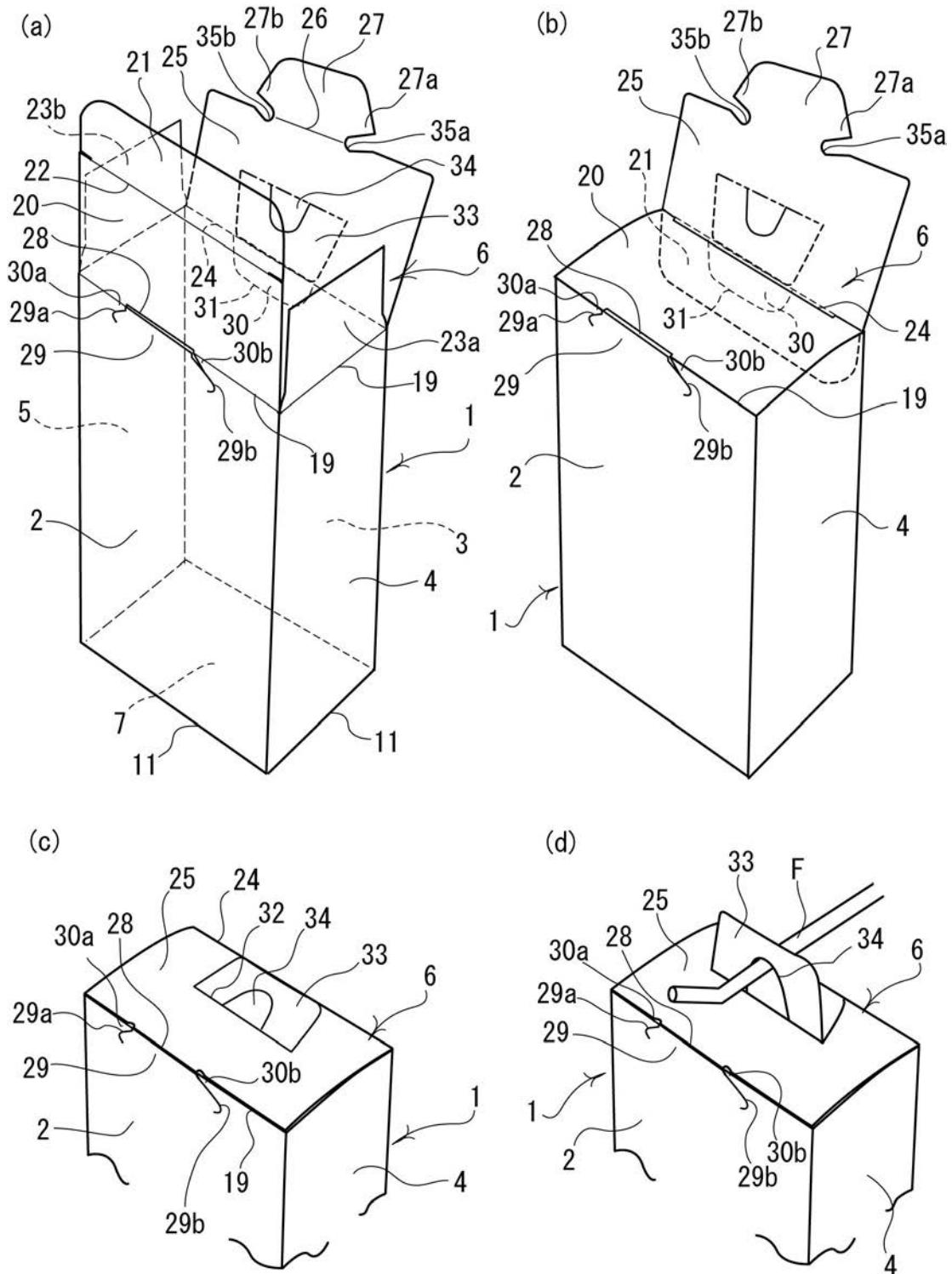
【図1】



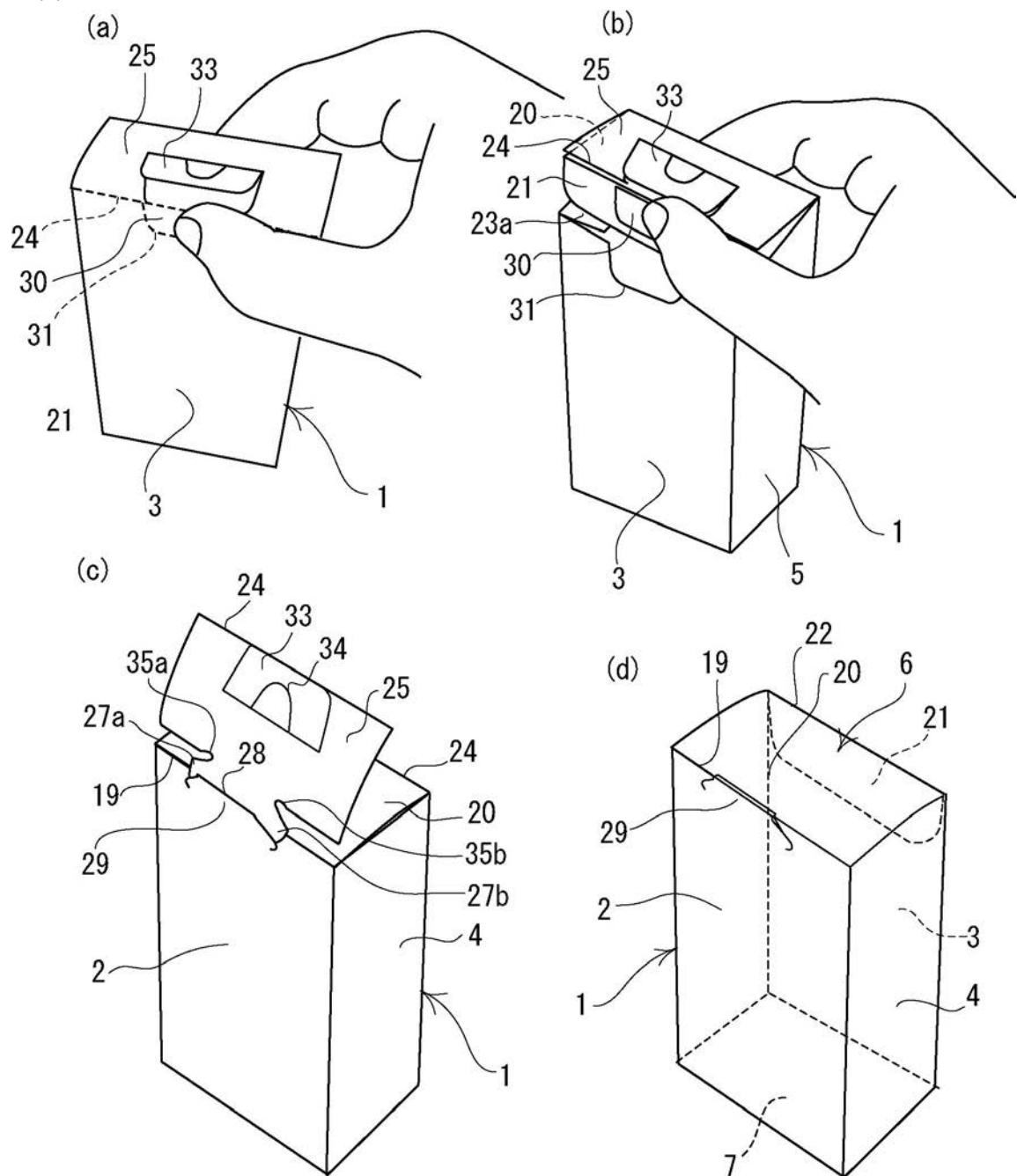
【図2】



【図3】

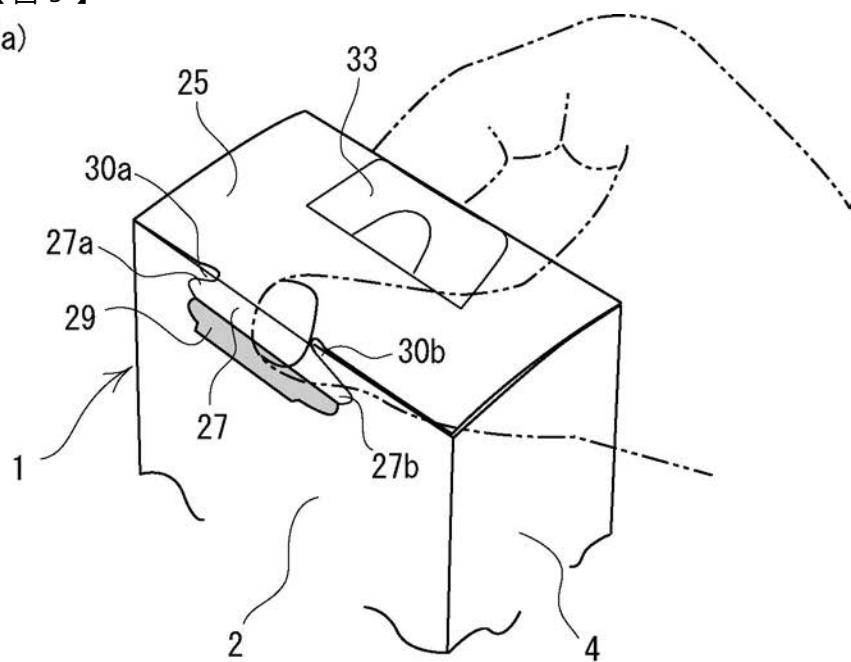


【 図 4 】

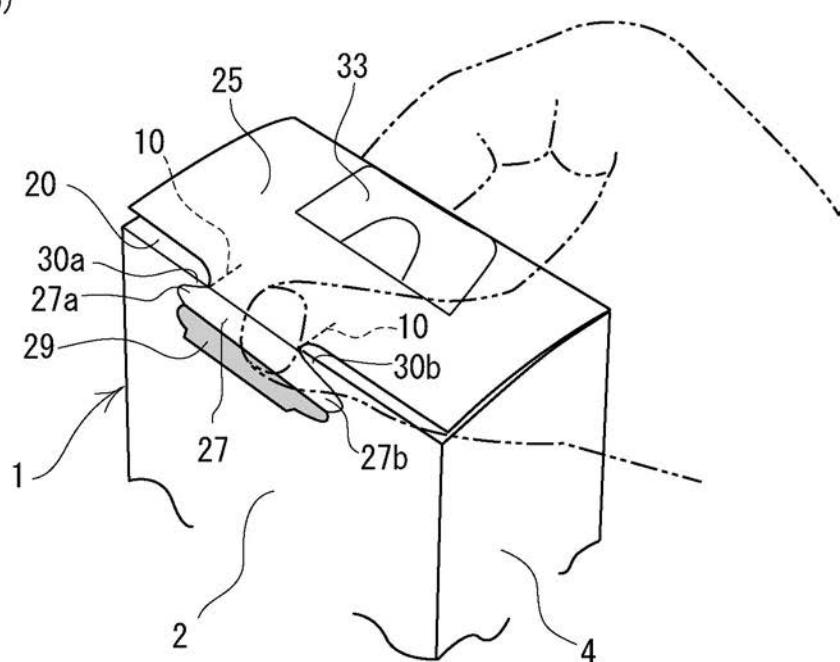


【図5】

(a)



(b)



フロントページの続き

(56)参考文献 登録実用新案第3150880(JP, U)
登録実用新案第3102811(JP, U)
特開2006-160334(JP, A)
特開2001-088825(JP, A)
登録実用新案第3142471(JP, U)
特開平10-230924(JP, A)
実開昭63-013822(JP, U)
特開2007-331832(JP, A)
特開2000-238762(JP, A)
実開平04-048116(JP, U)
実開昭63-099823(JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D5/00～5/76